

加賀市公契約条例（素案）に対する意見公募の結果について

1. 意見募集期間

平成28年2月1日（月）～平成28年2月15日（月）

2. 意見提出者、意見数

提出者数 計5者、意見数 計17件

3. 提出された意見と市の考え方

意見番号	意見	市の考え方
提出者① 1番目の意見	今回、加賀市が公契約条例の制定を決定したことに対し感謝を申し上げます。私たちは加賀市の条例がきっかけで他の自治体にも波及することを望むものです。公契約条例は自治体として地元企業の発展と障害者を含む労働者の雇用と生活の安定させていくためにも意味があるものと考えます。	
提出者② 1番目の意見	実現すれば北陸地方ではじめての条例制定であり、大変意義のあることと存じます。	公契約に関する基本的事項を定めることにより、事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保、仕事と生活の調和の実現その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与するという条例の目的の達成に向けて、取り組んで参りたいと考えております。
提出者③ 1番目の意見	全国的にも公契約条例を定めている自治体が少ない中、加賀市で本条例が施行されることについては、評価できることとだと考えます。	
提出者⑤ 1番目の意見	ワーク・ライフ・バランスをしっかりとできて、労働者が不利にならず、加賀市が発展していくことを願います。	

意見番号	意見	市の考え方
<p>提出者① 2番目の意見</p>	<p>以下の内容について補強した条例に していただくことを求めますのでご検 討ください。 【条例内容補強を求める理由】 「加賀市公契約条例（素案）」の目 的には、（一部省略）「業務に従事す る者の適正な労働条件の確保 等・・・障がい者等の就業機会の確 保、・・・仕事と生活の調和の実 現・・・」となっていますが、条例内 容には目的に対応する労働者の労働条 件等の内容が不十分と感じられます。 よって以下の内容で補強を求めます。</p> <p>※個別の補強内容(提出者①3番目～10 番目の意見)については、以下のとお りです。</p>	<p>本市における公契約条例は、公契約に基 づいた工事等の品質の確保と、社会的責任 を果たすための取組の促進を図ることを基 本理念としております。条例には、こうし た公契約に関する基本的な考え方（理念） を規定し、事業者等への周知や、入札・契 約制度の見直しに取り組むことで、条例の 目的を達成できると考えております。</p> <p>また、意見提出者が求めている補強内容 については、本条例（素案）又は現在運用 している市の入札・契約等に関する要綱・ 要領等により対応可能な、若しくは労働関 係法令に基づき対応すべき事項であると考 えております。</p> <p>以上により、意見提出者が求めている条 例内容の補強の必要性は低いと考えており ます。</p> <p>※個別の補強内容(提出者①3番目～10番目 の意見)についての市の考え方は、以下の とおりです。</p>
<p>提出者① 3番目の意見</p>	<p>・職種ごとの最低労務単価を設定する ことを求めます。</p>	<p>賃金に関しては、法律に基づき、最低賃 金が設定されているだけでなく、工事につ いては、「公共工事に関する品質確保の促 進に関する法律」第3条第10項に「・・・省 略・・・公共工事に従事する者の賃金その他 の労働条件、安全衛生その他の労働環境が 改善されるように配慮されなければならない。」と規定され、国では適正な労務単価 を含めた工事単価を算出しています。</p> <p>市では、国の単価に基づき適正に積算 し、これまで、低入札価格調査実施制度 及び最低制限価格を導入し、低額の応札に 対応して参りました。来年度からは、更に 工事・業務における入札において、全て最 低制限価格を設定する予定です。これによ り、労務費を含む低価格の応札があった場 合には、これを失格とし、適正な契約の履 行に必要な労務費を含む費用確保がなされ た応札者と契約していくことになると考 えております。</p> <p>以上により、意見提出者が求めている職 種ごとの最低労務単価を設定する必要性は 低いと考えております。</p>

意見番号	意見	市の考え方
提出者① 4番目の意見	・事業者に対し、労働者に示した賃金・労働条件など周知（明示）した内容を書面で提出を求めます。	
提出者① 6番目の意見	・契約事項通り事業遂行されているか確認するための立ち入り検査を行うことを求めます。	公契約の適正な履行に係る書類の提出及び検査・調査の実施については、契約約款及び契約書の条文に規定する調査、監督員及び調査員の配置、並びに措置請求により行うことが可能であり、必要に応じて対応を図りたいと考えております。
提出者③ 2番目の意見	今後は、この条例の目的を実現するため、市及び事業者等はそれぞれの責務を果たさなければなりません。市においては第4条のとおり、公契約が適正に履行されているのか確認、調査等を積極的に行うことを望みます。	
提出者① 5番目の意見	・事業者の条例違反に対する対応策を設けることを求めます。	対応策につきましては、「建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」に基づく措置を考えております。
提出者① 7番目の意見	・明示した賃金・労働条件と異なる労働実態の場合は市、事業者に申し出ができる事を求めます。	労働基準法違反のおそれがあるような事例については、労働基準監督署において対応されるべきものと考えております。
提出者① 8番目の意見	・上記を申し出た労働者（通報者）に対する保護義務を設けることを求めます。	
提出者① 9番目の意見	・事業者に対し指定管理者契約時の際に採用した労働者を指定管理者契約解除後も雇用の継続することを求めます。	指定管理の雇用の継続につきましては、事業者の選定時に、この旨を原則とし、募集要項に記載することにより、求めています。
提出者① 10番目の意見	・障がい者雇用の促進をはかる内容を設けることを求めます。	障がい者雇用の促進は、条例（素案）の第1条で社会的責任の一つとして例示しております。条例（素案）第5条の事業者等の責務として「社会的責任を自覚して、契約を履行すること」を定めており、この規定に基づき事業者における障がい者雇用の促進を図られるものと考えております。

意見番号	意見	市の考え方
<p>提出者② 2番目の意見</p>	<p>厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって受注価格の低下につながり、結果として、労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招く状況があります。</p> <p>このような状況を打開し、公共サービスの質の確保、さらには地域における適正な賃金水準の確保、地域経済の活性化をすすめていただくために、自治体における契約・発注のあり方について問い直し、安定した企業経営と雇用の下に労働者の賃金・労働条件の改善が欠かせません。</p> <p>条例制定後も関連する方々との意見交換する場を設けて頂き、出された意見を反映することで、より実効性のある条例となるように努めて頂くようにお願いします。</p>	<p>今回の条例制定に際し、関連する団体や労働組合を訪問し、説明、意見交換を行っており、こうした機会のご意見のとおり、重要と考えております。</p> <p>今後も、条例（素案）第11条に定めるとおり、意見交換に努めて参りたいと考えております。</p>
<p>提出者④ 1番目の意見</p>	<p>条例については、今後の周知を努めるよう求めたい。</p>	<p>意見のとおり、公契約条例に関する認識が事業者、労働者に醸成されるよう、周知に努めて参ります。</p>
<p>提出者⑤ 2番目の意見</p>	<p>絶対に談合などが無いようにお願いします。</p>	<p>談合に対しては、本市の指名停止の措置の対象とし、厳正なペナルティを設けるとともに、談合情報があった場合は、公正取引委員会に通報し、入札中止する等の適切な対応を図る「加賀市談合情報対応マニュアル」を定め、談合の防止に努めております。</p>